

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月1日現在

機関番号：34316

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2011

課題番号：21720333

研究課題名（和文） 日本における木工ろくろの技術改良と普及に関する民具学的研究

研究課題名（英文） Research on the technical improvement and spread of woodworking lathes in Japan

研究代表者

木村 裕樹 (KIMURA HIROKI)

龍谷大学・国際社会文化研究所・客員研究員

研究者番号：80522010

研究成果の概要（和文）：明治期の漆器や挽物の産地では、木工ろくろの改良が進行した。改良ろくろのうち他産地に、広域的に普及したのは、会津漆器産地の鈴木式ろくろと山中漆器産地の「山中式」ろくろである。明治30年に特許を取得した鈴木式ろくろの担い手は、在地の木地屋集団であった。このろくろは、木地の量産化を可能にしたが、その普及には多くの困難を伴った。

「山中式」ろくろの普及をみると、専門のろくろ製造業者が存在したこと、優れた技能を保持する職人が産地間を移動したことが明らかとなった。また、博覧会や共進会での受賞歴は、彼らの技能を保証し、ろくろの普及の一要因となった。

研究成果の概要（英文）：Improvement of the woodworking lathes advanced at lacquer ware or wood turning product areas in the Meiji term. A Suzuki style lathe of the Aizu lacquer ware product area and a "Yamanaka style" lathe of the Yamanaka lacquer ware product area spread through other product areas over a very wide area. The bearers of a Suzuki style lathe which acquired the patent in Meiji 30 (1897) were kijiya group, ordinary local turners. Although this lathe enabled mass-production of wood turning for lacquer ware, many difficulties were followed on spread.

It became clear from the spread of "Yamanaka style" lathe that the special lathe manufacturer existed and craftsmen holding the outstanding skill moved between product areas. Moreover, the award history in an exposition or a competitive exhibition guaranteed their skill, and became one factor of the spread of lathes.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	100,000	30,000	130,000
年度			
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：民俗学

科研費の分科・細目：文化人類学・文化人類学・民俗学

キーワード：文化人類学、民俗学、民具学、木工ろくろ、技術改良

1. 研究開始当初の背景
- 日本で長らく用いられた木工ろくろは、軸 | に巻きつけた綱を、1人が交互に引っ張って回転を起し、もう1人が軸先に取り付けた

器物を旋削するという、2人挽きろくろであった。それは、明治維新以後、ようやく改良の手が加えられ、様々な改良ろくろが出現した。足踏み式ろくろもその1つである。これは、2人挽きろくろの綱を足で操作することにより軸を駆動させ、同時に旋削することを可能にした1人挽きろくろである。このろくろは、旋削する者の座位も決定したので、軸に対して、正面座と横座の2種類がある。また、回転は、左右交互の域を出るものではなかったが、踏み込みを緩急自在に調節できるという利点もあり、作業能率を大いに上げた。改良ろくろが、近代における挽物業の発展の一翼を担ったことは明白である。にもかかわらず、そうした側面について、これまでの木地屋を扱った研究の脈絡では、積極的な議論がなされてこなかった。というのは、先行研究では、いわゆる「漂泊の山民」として認識されてきた木地屋と、彼らの携行した2人挽きろくろに関心が向けられる一方、足踏み式ろくろは、水車ろくろや電動ろくろへの移行期にあるとみなされたため、等閑視されてきたからである。

改良ろくろに関する実物資料は、国の重要有形民俗文化財をはじめ、博物館や資料館の民具コレクションのなかに数多く見出すことができる。しかし、それらが収集され、記録保存された後、他の地域の資料も含めて横断的に考察しようという試みは、ほとんどみられなかった。また、収集されても、付帯情報が断片的であり、研究資料としては不完全なものも散見される。そこで、実物資料の旧使用者に関する追跡調査が急務である。

研究代表者は、愛知県岡崎市で、かつて、足踏み式ろくろを使用した職人の技術伝承について調査し、論文発表した。そこで、足踏み式ろくろの動力伝達の方式に着眼し、ろくろの構造を点検した結果、愛知県豊田市の古橋懐古館所蔵のそれと同形式のものであることが判明した。さらに、そのろくろは、奈良県立民俗博物館所蔵のそれとも一致していることを突き止めた。幸い、技術伝承を復元的に解明することができたが、全国的に足踏み式ろくろの使用者は、高齢化しており、早急に調査しておかなくては、技術伝承の実態が永久にわからなくなってしまう恐れがある。このことを踏まえ、本研究を企図した次第である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本の近代化とともに発展した、挽物業にかかる木工ろくろを素材として、その改良の態様を民具学的な見地から検討し、あわせてその普及過程も明らかにし、技術革新の地域的展開について考察することである。より具体的には、博物館・資料館等に所蔵されている改良ろくろに関する実

物資料をもとに、とくに、ろくろの動力伝達の方式に着眼し、その形態分類を行うこと、そして、資料の旧使用者に関して遡及し得る限りの追跡調査を行い、技術伝承の系譜を明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究で対象とするのは、改良ろくろのうち、鈴木式ろくろと足踏み式ろくろである。なお、足踏み式ろくろの形態は、研究代表者のこれまでの調査から、「山中式」、「三河式」、「鳴子式」、「その他」の4つに、仮に分類しておくことにする。

主な調査は、(1)博物館や資料館等が所蔵する改良ろくろに関する実物資料の観察と実測、(2)現職または元職人、ならびに関係者への聞き取り、(3)関連する文献資料の収集と分析である。

主たる調査地は、宮城県(大崎市)、福島県(会津若松市・南会津市)、新潟県(十日町市)、長野県(山之内町)、愛知県(名古屋市・豊田市・設楽町・東栄町)、岐阜県(飛騨市・揖斐川町)、石川県(金沢市・加賀市)福井県(鯖江市)、和歌山県(和歌山市・海南市)、奈良県(大和郡山市)の10県(13市4町)の各地を予定している。このように本研究は、複数の現地調査にもとづくものであるが、研究が当初計画どおりに進まない時の対応策として、調査地を見直し、その数を減らすなどの措置をとる。

4. 研究成果

(1)本研究で得られた最大の成果は、改良ろくろのうち、鈴木式ろくろの発明と普及の実態を『福島県林野史料』や特許資料等の文献資料、現地調査による聞き取りや実物資料の観察にもとづいて、解明できたことである。①鈴木式ろくろは、「型板」(スリガタ)に沿って鉋を操作する、一種の倣い旋盤で、耶麻郡駒形村の鈴木治三郎が発明し、明治30(1887)年、特許を取得したものである。これは、今日の会津漆器の木地生産を支える主力機械となっているが、その普及には、大変な葛藤があった。明治38(1905)年に完成をみた、『福島県林野史料』の「会篇」には、鈴木式ろくろの発明と普及の経緯が詳述されているばかりか、実地調査にもとづいた木地屋の態様が網羅的に記されていた。そこで、この資料を詳しく検討した。

『福島県林野史料』は、明治政府の殖産興業政策のもとで、福島県が県下の林政に関する史料を調査し、編纂した膨大な資料集である。福島県立図書館に所蔵されているこれらは、首巻1冊、会篇2冊、中篇1冊、白篇1冊、棚篇1冊、春篇1冊、福篇1冊、平篇1冊、笠篇2冊、附録1冊の合計12冊に製本されている。会津地方を扱った「会篇」は、

都合八巻からなり、それらは、元・亨・利・貞の4冊に収録されている。このうち、木地屋に関する事項は、第8巻「雑件」に含まれており、81節から114節までが、該当する箇所である。これは、雇員の酒井誠が明治37年10月24日から同年11月2日にかけて、大沼・北会津・耶麻・信夫の各郡で調査し、「木地挽」の「創業より今日迄の沿革及び将来の盛衰」を報告したものである。

81節をもとに「木地挽」の近況をみると、日露戦争下の不景気により、製炭業への転業が続出していた。また、鈴木治三郎がろくろの「一大改良」を行ったとはいえ、信夫郡土湯で足踏みろくろが導入されていたほか、大沼郡や南会津の「御蔵入」地方では、二人挽きろくろが依然、主流であった。林野利用についてみると、大沼郡尾岐村松坂では、共有林の伐木にかかる「斧役」という負担金が「木地挽」を圧迫していること、土湯では、原木を有する山林が官有林であり、用材を入手できないことから、近い将来、斯業が衰退する可能性が指摘されている。

また、「木地挽」の起源、ろくろの発明にかかる通説も批判的に検討された。82節の「木地挽に関係の事」では、『新編会津風土記』の「木地挽」の創業にかかる記述を再考し、「佐藤和泉の近江国君畑(マ)より来りて木地挽業を創むとある一説は誤れるか如し。本編已に木地挽は会津領にて以少なりしをとあるを以て之を見れば佐藤和泉の前に已に此業のありしや疑なし。佐藤和泉の来りし以来此業を拡大にしたるものなるへし」との解釈を与えた。112節「惟喬親王轆轤を發明すとの伝説」では、木地師の伝説といふものには疑はしきものがあるとして、耶麻郡吾妻村、佐藤彦右エ門の子孫と信夫郡荒井村、佐藤兵吉の両人が所蔵する繪旨を比較し、親王薨去の年齢や文書に記された年月の相違から、これらが後人の偽作であろうという見解を示した。113節「木地挽発明之断定」では、田中長嶺の『小野宮御偉績考』のなかの「轆轤は惟喬親王の發明し給ひたるものゝやういふ人あれども非なり」とする説がそのまま引用された。

114節は91項におよぶ「鈴木治三郎の経歴(漆器原料機経歴取調書)」である。これは明治35(1902)年、福島県庁の河村書記官より勸業上の功績を認めるための要請に応じて、鈴木自身が提出したものである。

1項「椽改良及製造に従事したる旨趣」では、ろくろの改良に着手した動機が述べられ、従来の木地製造の問題点として「第一綱引人工によるか故に時間と労力とを要する事多く、第二手練挽によるか故に多年の経験を積みたる職工にあらざれば良製のものを望み難く、第三固と手練に基づくか故に、仮令職工たりとも到底其形容を均一、整齐ならん事

は得て望むべからず」とする「三大欠点」を挙げている。

85項「右に対する取調答申」の「勸業事蹟取調」には、鈴木業績が簡約されている。それによると、鈴木式ろくろを設備した工場は、県内では、会津地方に6六箇所建設された。このうち、館岩村大字熨斗戸、桧原村字金山と字早稲沢、奥川村字弥平四郎は、いずれも『氏子狩(駟)帳』に記載のみえる木地屋の集住する村であり、鈴木式ろくろの担い手として、彼らの存在を前提としていたことがわかる。一方、若松に近い東山村石山工場は、「椽挽伝習所」として新たな担い手を養成した。県外では、秋田県の川連漆器、石川県の輪島漆器の産地にも設備された。このことから、鈴木式ろくろの発明は、必ずしも会津漆器業の発展のみを意図したものでない。

鈴木業の行動は、単なる工場の設置だけではない。58項、第三工場の設立時には「職工」の子弟への「普通教育」の必要性を認識し、工場に教場を設け、本村の尋常小学校へ通学できない子供に対して、「事務員」による教育を実践した。90項、第五工場を「私立会津椽地伝習所」とした際には、120円の「教師給補助金」を福島県より得たものの、生徒募集に応じる者がなく、鈴木は生徒の食料と材料の費用を無償として「職工」を育成しなければならなかった。

鈴木治三郎は、ろくろの改良を通して木地製造の近代化を目指した企業的精神の持ち主であった。莫大な私財を投じた開発と普及は、殖産興業の信念に貫かれた行動であり、その目論見は、在地の木地屋を換骨奪胎することであった。

鈴木式ろくろが出現した時、担い手として期待された木地屋は、強い反発を示した。「旧式椽職」は大沼郡、南会津郡各地の「同職を糾合」し、集団で抵抗したのである。その理由は、「旋盤機械の利器なるより却て自己の家業衰退し旧式椽職の妨害たるもの」と受け止めたからである。ここには二人挽きろくろへの固執と強固な木地屋の連帯が指摘される。また、この出来事は、惟喬親王伝説にまつわる「木地師の特典」を彼ら自身の「伝統」として再認識する契機となった可能性がある。

②鈴木式ろくろがその真価を発揮するのは、大正4(1915)年、大正天皇大典時、「養老天盃」35万個もの木盃を会津漆器産地が受注し、それをわずか7、80日で納品したことである。安価でかつ大量の規格化された木盃を短期間で製造することができたのは、鈴木式ろくろ実用化の賜物であり、他産地の追従を許さない成功となった。この成功は鈴木式ろくろの価値を不動のものとしただけでなく、担い手となった木地屋の評価も押し上げたと考えられる。

大正 14 (1925) 年、木盃製造を会津漆器産地に誘致した新城家の菩提寺、大龍寺に建立された「追遠表功碑」には、鈴木治三郎をはじめ小椋平七、小椋平八、大沼 小椋平八の名前がみえる。『追遠表功碑小伝』、ならびに『会津漆器雑考』によると、彼らは、木盃製造に功績のあった「木地師」たちであり、鈴木とともに顕彰されている。

③現代の会津漆器産地で使用されている鈴木式ろくろの実態調査を踏まえ、明治期の特許資料をもとに会津地方で発明された木工ろくろの改良について考察した。

日本で最初に特許を取得したろくろは、福島県会津地方で発明された。それは、明治 27 (1894) 年、若松町の山浦福松と松下庸吉の両名が出願した「旋盤」であり、「自在に回転すへくなしたる鉋受に随意に進退し得る棒鉋を挿貫し鉋受を支点として型板に沿うて該鉋を回転しつつ弧状に活動すべくなしたる」ものであった。それは、自動機械を志向していたと考えられる。続く明治 29 年に出願した鈴木治三郎の「旋盤」は、使用者の腕を頼りとした補助具というにすぎない。

鈴木が発明は、鉋や型板の製作だけでなく、操作にかかる新たな熟練を必要とした。なぜなら、天然素材である木材を均一に、速く大量に加工するためには、鋭利な刃物だけでは対応しえない、微調整を必要としたからである。一方、喜多方町の川上吉作もまた、明治 42 年、独自の「椽地旋盤」を出願していた。それは鈴木「旋盤」の特許取得してから 12 年後のことであり、「刃物の研磨と熟練を要せず迅速に同一形状」に旋削することを志向した川上の発明は、鈴木「旋盤」とは対照的である。明治 40 年代は各地で鈴木式ろくろが定着しつつあった時期であり、鈴木「旋盤」が操作に高度な熟練を要したことへの対案であったとも受け取れる。

『福島県林野史料』の「鈴木治三郎ノ経歴」を参照すると、鈴木式ろくろの発明は、山浦福松の考案した「椽製造機械」に助言を与えたことが 1 つの契機となっていた。また、特許取得のプロセスをみると、技術面での発案から特許の出願、名義の保持に至るまで、多額の資金を必要とした。それは複数の「同盟者」による共同開発であった。しかし、出願時に一人鈴木治三郎を発明者としたのは、経済的な要因からであった。

特許資料の鈴木式ろくろと現代のそれとを比較すると、形態が少し異なっている。実用の段階で数次の改良が施されてきたのであろう。鈴木式ろくろがどのような経過で現在の形態となったのか、また、川上吉作が発明した「椽地旋盤」が実用化されたのかどうかについても、実物資料の追跡を含めた検証が今後必要である。

④現代の鈴木式ろくろの前世代機の一例を

浄法寺歴史民俗資料館において確認することができた。それは「型板」と「型板台」が現代のものでは鋳物製であるのに対して、木製である。また、動力部を除いて全体が復元展示されている。

⑤川連漆器産地では、複数の「挽き師」を訪問し、会津漆器産地と同様の鈴木式ろくろが使用されていることを確認した。同産地で水力の鈴木式ろくろが最初に導入されたのは大正 3 年であり、大館の古閑久太郎が県の幹旋で購入したという。その後、木地屋小椋岩衛門の孫佐藤直蔵が会津から川添民之助夫妻を技術者として招致し、自宅裏の工場にて指導を受け、精度の高い木地椀が大量生産できるようになった。これにより鈴木式ろくろが普及したという。その証左として日吉神社の境内には、大正 9 年、鈴木治三郎を顕彰した「惟喬親王碑」が建立されており、生産業者である親方衆と木地屋衆の名前が刻まれている。その祭典は現在 5 月に「木地親王会」(昭和 32 年発足)により行われている。

(2) 足踏み式ろくろについて、計画段階では、仮に「山中式」「三河式」「鳴子式」「その他」の 4 つに分類しておいた。しかし、形式分類までは至っていない。というのは、技術の伝承者レベルでの追跡調査が困難となっており、十分なデータが得られていないためである。とはいえ、明らかとなった諸点は次のようにまとめられる。

①「山中式」ろくろは、国指定重要有形民俗文化財「北陸地方の木地製作用具」の中に複数含まれており、焼印から大阪高津のろくろ製造業者によるものと、そうではなく、構造は類似しているが製造業者の焼印の認められないものが存在することが判明した。なお、国指定重要有形民俗文化財「徳山村の山村生産用具」には、大阪高津とは別に、福井県の今立郡河和田のろくろ製造業者の焼印を持つ足踏み式ろくろが存在する。両者の構造はやはり類似しているが、「山中式」ろくろとの異同については、今後の課題である。

「山中式」ろくろは、関係者への聞き取りから沖縄、石垣方面にも普及したことが明らかとなった。このことを手掛かりに、現地調査を行った結果、製造業者の焼印は認められないがきわめて類似した実物資料を実見することができた。さらに、普及の背景には、工芸指導所などの県レベルでの教育機関の技術伝承があったことも浮上してきた。

沖縄県本島では、琉球漆器の製造販売会社を訪問し、山中漆器産地と同様の横座の電動ろくろを確認した。ただし、挽物木地を担当する職人への聞き取りからは、足踏み式の「山中式」ろくろや山中漆器産地との関連性については判然としない。

②長野県山之内町では、4 代続く足踏み式ろくろによる挽物細工の工房を訪問し、正面座

の足踏み式ろくろを確認した。旧下高井郡平穩村では明治時代以降、一位や槐、桜や梅など近在の広葉樹を用いた挽物細工が渋温泉土産として盛んに製造されるようになった。これは仕上げに漆を塗布せず磨きを施すのみであり、漆器とは一線を画すものである。技術の系譜を辿ると初代は山本助蔵のもので学んだという。山本は和算家でもあり、第四回内国勸業博覧会にて一位製木製盆を出品し褒状、新潟県主催一府十一県連合共進会で梅木製茶盆を出品し六等賞を授与された人物であることなどが明らかになった。このように挽物細工振興の背景に博覧会や共進会の果たした役割や広葉樹利用促進の動向が指摘される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

木村裕樹、鈴木式轆轤の普及と担い手の顕彰—明治後期・大正期の福島県会津地方を中心に—、民具マンスリー、査読無、42巻10号、2010、1-16

[学会発表] (計2件)

木村裕樹、明治期特許資料にみる漆器木地の改良ろくろ、日本民具学会、2009年12月6日、京都造形芸術大学

木村裕樹、ろくろの文化と山中漆器、山中漆器連合協同組合、2012年3月8日、うるし座

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 裕樹 (KIMURA HIROKI)

龍谷大学・国際社会文化研究所・客員研究員

研究者番号：80522010

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：